

2017年9月8日

投資家の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

## アセアンマザーファンドの運用委託および アセアン成長国株ファンドの申込不可日の変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社が委託会社として運用を行っております「アセアン成長国株ファンド」およびその主要投資対象である「アセアンマザーファンド」について、下記の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

敬具

記

### 1. 変更内容

(1) アセアンマザーファンドの運用形式の変更

アセアンマザーファンドの運用を、2017年11月9日付で、スミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドへの運用委託の形式に変更します。

(2) アセアン成長国株ファンドの申込不可日の変更

2017年11月9日以降、香港の取引所の休業日をアセアン成長国株ファンドの申込不可日に追加します。

[変更の概要]

ファンド	(変更前：2017年11月8日以前)	(変更後：2017年11月9日以降)
アセアンマザーファンド	運用にあたっては、スミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドの投資助言を受けます。	スミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドに運用を委託します。
アセアン成長国株ファンド	シンガポールの取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。	香港またはシンガポールの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

### 2. 変更理由

(1) アセアンマザーファンドの運用形式の変更

アセアンマザーファンドは、弊社香港現地法人であるスミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドの助言を受けて運用を行ってまいりましたが、更なる運用力の強化を図るため、同社への運用委託の形式に変更するものです（同社は、従前より助言を行うことによりアセアンマザーファンドの運用に深く関与しておりましたので、運用委託への変更により投資銘柄の選定基準等に大きな違いが生じることはありません。）。

(2) アセアン成長国株ファンドの申込不可日の変更

アセアン成長国株ファンドの主要投資対象であるアセアンマザーファンドの運用を委託することに伴い、実質的な運用が香港で行われることになるため、香港の取引所の休業日をアセアン成長国株ファンドの申込不可日に追加します（書面決議による信託約款の変更を前提とします。）。

### 3. 変更予定日

2017年11月9日

### 4. 留意事項

アセアンマザーファンドの運用委託への変更に関しましては、受益者の方のお手続きは不要です。

アセアン成長国株ファンドの申込不可日の変更に関しましては、2017年9月11日現在の受益者の方による書面決議（2017年10月17日実施）を経て行われます。書面決議で否決された場合は、変更は行われません。

なお、2017年9月8日以降、ファンドをお申し込みいただき、これに伴い取得された受益権につきましては、本件に関する書面決議の議決権はございませんので、このお知らせに関しまして、当該受益者の方のお手続きは不要です。

以上の点をご了解のうえ、ファンドをご購入くださいますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせは・・・

三井住友アセットマネジメント株式会社

お客さま専用フリーダイヤル 0120-88-2976

受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時